

# 呉市立音戸中学校生徒指導規程

## 第一章 総則

### 第1条 目的

音戸中学校は、学校や社会のきまりを守り、将来の目標をはっきり持ち、日々の中学校生活において積極的に学習面や生活面で自己を向上させようと努力できる生徒の育成につとめる。さらに卒業後も社会規範を尊重し、自分のことだけでなく、他者とかかわりながら、社会に貢献できる人材として活躍できることをめざす。

これらを踏まえ、本規程は音戸中学校の教育活動を充実させる観点から必要な事項を定めるものである。

### 第2条 表彰

1 生徒のひたむきな行動や不断の努力、まっすぐな真面目さについては、次の規定に従って、「サオンドバッジ」を授与し、表彰する。

#### (1) 学習・学校の諸活動を応援するサオンドRED

通知表(学期毎)において、

- ①全教科の「主体的に学習に取り組む態度」の観点がA評価
- ②欠席・欠課・遅刻(授業遅刻も含む)が全て無し

#### (2) 部活動を応援するサオンドGREEN

①中体連においてベスト4以上、また中文連において県大会出場レベルを達成したチーム又は個人(チームの場合は、該当チームに登録してあるメンバーのみ。)

#### (3) 検定やポスター、科学研究、作文、書道などの挑戦を応援するサオンドBLUE

- ①英検・漢検で各3級以上
- ②科学研究・ポスター・作文・書道等の入賞者(学校を通して取り組んだもの)

#### (4) 日々の学校生活において真面目な努力を応援するサオンドYELLOW

①各学級で、月毎(8月を除く。但し3年生は3月も除く)、学校教育目標、めざす生徒像の観点で該当する生徒を2名クラスで投票し、そこで選出された生徒。(選出生徒はクラスの実態に合わせ柔軟に行う)

#### (5) 学校外でのがんばりやボランティア活動を応援するサオンドWHITE

①学校以外の地域クラブや習い事、において県大会出場レベルの成績を収めた個人又はチーム(チームの場合は、該当のチームに登録してあるメンバーのみ)

※学校以外の内容になるので、申請するときはその内容が証明できる資料が必要です。

②自主的なボランティア活動や地域への貢献が認められた生徒(例:地域清掃・秋祭り・防災への取組など)

#### (6) 学校全体の取組に協働・積極的に参加することを応援するサオンドPURPLE

- ①委員会選出・体育祭の係り活動などに立候補し、活躍が認められた生徒
- ②投票とは別に、教師による推薦(縦割り掃除でのリーダー性など)で選出される。

2 「ゴールドバッジ」(音戸中学校校章の襟章)について

- ①生徒会執行部に授与する。
- ②サオンドバッジ5種類を全て授与された生徒
- ③その年度で5個以上集めることができた生徒に、年度末授与する

## 第二章 学校生活に関すること

### 第3条 登校及び下校

- 1 8時15分までに教室に入り、読書を始める。
- 2 8時15分までに教室に入っていないと遅刻とする。
- 3 朝会のある時は、8時15分までに体育館に移動し、朝礼隊形で整列する。間に合わない者は列の後に並ぶ。
- 4 自転車通学は、許可しない。
- 5 バス通学は、波多見1～11丁目、高須3丁目(13～15番)、坪井1～3丁目、畑1～3丁目、有清1・2丁目、先奥1～3丁目、渡子、田原、早瀬の生徒に許可する。
- 6 登校後は、校外に出ることは禁止する。
- 7 欠席・遅刻をする場合は、8時5分までに保護者が学校に連絡する。
- 8 15時35分までに着席し、帰りの会の準備をする。特別な場合については、別途指示する。
- 9 15時50分までは、帰りの会が早く終わっても教室から出ない。特別な場合については、別途指示する。
- 10 完全下校の時刻は、次のとおりとする。  
4月から中体連新人大会終了まで17:50

新入大会終了から卒業証書授与式まで17:00

卒業証書授与式から修了式前日まで17:30

※ただし、中体連・中吹連主催の大会・コンクールの大会など特別な場合は、大会等の1週間前から、延長を認める。

11 休業日を含む登下校は、学校指定の制服または体操服を正しく着用する。

12 登下校中の買い食いは禁止する。

13 登下校は、学校指定のカバンを使用する。カバンには、ぬいぐるみやシールをつけたり、描いたりしない。(小さなキーホルダーを1つつけるのは可。)

#### 第4条 服装及び上履き等

1 本校の指定した制服、靴及び靴下を次のとおり着用する。

(1) 制服のブレザーは、前のボタンは常にとめる。

(2) ブレザー・ネクタイ着用は次のとおりとする。式典(入学式・卒業式・離任式など)や、学校が指示するときに着用する。

(3) 下着は、白・黒色で無地の物を着用する。(カッターシャツのそでやえりから下着がはみ出る物は不可。)

(4) 長そでのカッターシャツは、きれいに袖を折ってよい。ただし、長袖のカッターシャツを伸ばすときはそでのボタンをとめる。

(5) 第一ボタンは、長そで・半そでどちらでも体温調節のためにあけてもよい。

(6) スラックスのベルトは、幅3cm程度で、色は黒、こげ茶、紺のベルトを着用する。

(7) スカートの長さは、ひざを床につけた時、スカートのすそがちょうど床にふれる程度の長さにする。

(8) くつ下は、くるぶしがかくれる無地の白か黒色のものとする。(ワンポイントは可。大きさは、500円硬貨程度とする。ハイソックスやルーズソックスは不可。)

(9) 登下校時のくつは、白でローカットのひもぐつとする。(ハイカットや、色つきのワンポイント・ラインが入った物やかかと部分等に色がついたものは不可。)

(10) 春季や冬季には、ブレザーの下に学校指定のセーターは着用してもよい。(セーターのみは不可。)

(11) 冬季に限定して、次のことを許可する。期日については、別途連絡する。

①学校指定のウィンドブレーカーは、登下校時及び部活動時、授業中の換気による防寒のために着用してもよい。

②手袋、マフラー・ネックウォーマーは、登下校時、脱靴場まで使用してもよい。色や形状については特に指定しないが、通学バッグに入るようなものとする。

③黒タイツを着用してもよい。ただし、体育の授業では着用せず、所定の靴下に履き替えること。おおよね30デニール以上のストッキングは着用してよい。

事情により規定の服装を着用できない場合は、事前に保護者が学校に連絡する。

2 夏服・冬服の期間は設けない。(ウィンドブレーカー・タイツ・防寒着も同様)天候や体調に応じて本人の判断で着用する。また、登下校も同様とする。

3 体育時の服装は、名前を入れた学校指定の体操シャツ、ジャージ、クォーターパンツ、体育館シューズを保健体育科教員の指示どおり着用する。

4 部活動時の服装は、各部活動の顧問が許可した服装(指定練習着、ユニホームなど)を着用する。冬季は、部活動顧問が許可したウィンドブレーカーは、着用してもよい。

5 上履きは、学校指定のスリッパを着用する。破損等がある場合は新しいスリッパを購入する。

#### 第5条 頭髪

1 髪型等は、次のとおりとする。

前髪が目にかからない程度とする。

髪が肩にかかる場合は、耳より下の位置で、黒色・焦げ茶色・紺色のゴムで結ぶ。

ピンは黒色・こげ茶色・紺色で細く目立たないものを使用する。

2 次のことは禁止する。

特別な髪型・刈り方、整髪料、染髪、パーマ、アイロン、装飾品をつけない、まゆ毛の変形等

#### 第6条 化粧・装飾・装身具

1 次の化粧及び装飾品の使用は禁止する。化粧の場合は、落とさせて、説諭、反省文指導及び保護者連絡を行う。

(1) 口紅(色つき匂いつきリップクリームを含む)等の化粧類

(2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾

(3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト等の装着

(4) 制汗スプレー・汗拭きシート等を使用する時は、無臭のものとする。

(5) タオルは、使用してもよいが、首や肩にかけて授業を受けたり、校内を移動したりしない。

## 第7条 所持品

- 1 学校には、お金、雑誌、菓子、化粧品、ゲーム、携帯電話、その他学校が許可していないもの、この規程に違反する物の持ち込みを禁止する。違反した場合は、不要物持ち込みの指導を行う。
- 2 所持品には必ず名前を書き、紛失を防ぐとともに、もし紛失したらすぐに教員に届ける。
- 3 特別な事情でお金等を持ってこなければならない場合は、保護者が事前に学級担任に連絡し、下校まで預ける。
- 4 携帯電話やスマートフォンなどを特別な理由があつて持ってくる場合は、保護者が事前に学校に申請書を提出し、校内で協議した上で許可をする場合がある。学校に持ってきた場合は、登校時に学級担任に預ける。

## 第8条 給食

- 1 4校時終了後は、手洗い・うがい等を済ませて自分の席に座り、学習や読書をする。
- 2 当番はエプロン・三角巾・マスクを正しく着用する。
- 3 13時00分までは、早く食べ終えても**自分の席に座っておく**。

## 第9条 校内生活

- 1 安心して楽しく学校生活を過ごすために、人の嫌がることを言ったり行ったりすることを禁止する。特に、いじめは絶対にしない。いじめを見たら絶対に止める。
- 2 授業においてしっかり学習するために、次のことを厳守する。
  - (1) チャイムと同時に授業が開始できるようにする。学習用具は、チャイムの前に机の上に準備しておく。
  - (2) 教員の指示を黙って聞く。話している人を見て聴く、基本的な学習態度を示す。指導無視には、指導する。指導への反抗や暴言等の場合は特別な指導を行う。
  - (3) 授業中には、私語や立ち歩きやいねむりなどの授業妨害になる行為を禁止する。違反する場合は、指導する。それでも繰り返す場合は、特別な指導を行う。
  - (4) 宿題や提出物の期限を守る。
  - (5) 授業道具の忘れ物をしない。
  - (6) 試験の不正行為は禁止する。

試験中のカンニング行為、私語、試験後の書き直しによる虚偽申請等が発覚した場合は、当該試験を評価対象外とする。

- 3 学内の落書きや破損行為は禁止する。その場合は、交換等必要経費を弁償するものとする。
- 4 掃除道具をはじめ学校のものは大切に扱う。壊してしまった場合には、すぐに申し出る。
- 5 他のクラスの教室には入らない。
- 6 教室には、許可された物以外は置かない。
- 7 保健室は、ケガの応急手当や体調が悪くて休養したい時、自分の体や健康について知りたい時（身長や体重測定、視力検査等）、相談がある時などに利用する。緊急時以外は、できるだけ休憩時間に行くようにする。
  - (1) 保健室に行く時は、教科担任、学級担任の許可を得てから行く。
  - (2) 保健室での休養は授業を受けられるようになるまでの一時的なものであり、回復の見込みがない場合は保護者に連絡し、早退する。
- 8 次の礼儀を身に付ける。
  - (1) お互いに気持ちのよいあいさつをする。
  - (2) 授業の開始時は身だしなみを確認し、「お願いします。」「ありがとうございました。」のあいさつをお互いにする。

号令・・・「起立」（イスを引いてそのまま立つ）「今から〇時間目の授業を始めます」（はい）  
「気をつけ」「礼」（お願いします→礼）「着席」（座る）
  - (3) 職員室へは、用事のない生徒は入らない。用事のある場合は、身だしなみを確認し、「失礼します。」で入室し、「〇年〇組〇〇です。〇〇先生、お願いします。」などと呼びかけ、用事をすませます。用事がすんだら「失礼しました。」で退室する。

### 9 美化を心がける。

- (1) 平素から机やロッカーを整理整頓することを心がける。
- (2) ゴミは、ゴミ箱にきちんと入れる。
- (3) 掃除は全員で取り組み、担当場所は責任を持ち、丁寧に素早く行う。
  - ① 掃除道具は大切に扱う。
  - ② 雑巾は丁寧に洗い、しっかりしぼった後、整えて干す。
  - ③ 掃除が終わったら、担当の先生に報告し、全員そろって点検を受ける。
- (4) 校舎・体育館は土足で立ち入らない。（校舎内はスリッパ、体育館は体育館シューズ）
- (5) 学習する雰囲気高めるため、教室は常に整理整頓し、掲示物等も大切に作る。

#### 10 タブレット端末の使用

- (1) 学校で指定した学習活動に関することのみタブレット端末は使用する。また、学習に関係のないインターネットサイトの閲覧や利用、SNS の書き込みや配信はしない。
- (2) タブレット端末及びケースの故障・破損・紛失があった場合、速やかに学校に知らせる。家庭で判断して修理に出したり、廃棄しない。
- (3) タブレット端末の貸し借りはしない。
- (4) 個人情報 (ID、パスワード、自分や家族、友人などが判別できる写真、動画、成績、住所など) を他の人に教えたり、見せたり、インターネット上に登録したり、情報発信したり、聞き出したりしない。
- (5) 他人のデータや提出したものを許可なく変更や削除しない。
- (6) 違反した場合は、タブレットを没収することがある。
- (7) 取り扱いの詳細は、「タブレット端末活用のルール」(別紙) に従い、安全に利用する。

#### 第10条 校内安全

安全に過ごすために次のことを心がける。

- (1) 校内放送が始まったら、静かに聴く。(火災・地震等の緊急避難の際には、放送をよく聴き、指示に従って素早く行動できるようにするため。)
- (2) 校舎内・教室は走らない。廊下では右側通行をする。
- (3) 大声で叫ぶ、大きな音を立てるなどは、緊急放送への聞き取りを阻害するので慎む。

### 第三章 校外での生活に関すること

#### 第11条 外出

- 1 校区外に出る時は、制服が望ましい。
- 2 夜間外出はしない。
- 3 友人の家への外泊はしない。
- 4 生徒だけの旅行等は禁止する。
- 5 カラオケ、ゲームセンター、映画館、ボーリング場などへの出入りは、保護者同伴とする。
- 6 目的もなく繁華街やスーパー・商店・コンビニエンスストアなどに入入りしない。

#### 第12条 交通安全

- 1 交通ルールを守る。特に、自転車の2人乗り、無灯火、信号無視をしない。自転車の左側通行を守り、並列走行など他人の迷惑になることをしない。
- 2 歩行者としての信号無視をしない。並列歩行など他人の迷惑になることはしない。

#### 第13条 校外生活

次のことを守ること。

- 1 法律で禁止されていることは絶対にしない。
- 2 エアーガン等、危険な遊具や玩具での遊びはしない。
- 3 友人とのお金の貸し借り等をしない。
- 4 携帯電話・スマートフォン・ライン等の使用についてはマナーを守ること。